

売 払 公 告

市有地の売払いについて、随意契約（公募先着順）により売り払うため、次のとおり公告する。

令和7年9月1日

石巻市長 齋藤 正 美



1 売却物件

物件 番号	区分	物件の所在地	地目	面積（㎡）	売却価格（円）
1	土地	石巻市泉町四丁目54番203	宅地	1,416.74	20,540,000

注）面積は実測による。

2 物件の利用条件等

(1) 土地利用条件

な し

(2) 禁止用途

- ① 取得物件を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の用途に使用しないこと。
- ② 取得物件を石巻市暴力団排除条例（平成24年石巻市条例第42号。以下「暴力団排除条例」という。）第2条第2号に規定する暴力団その他の反社会的団体及びそれらの構成員がその活動のために利用する等公序良俗に反する用途に使用しないこと。

(3) 引渡し

現状有姿での引渡しとする。

3 申込みに必要な資格に関する事項

日本国内に住民登録している個人及び日本国内に法人登録している法人であること。た

だし、次の(1)から(9)までに該当する者は申込みをすることができない。

- (1) 民法（明治29年法律第89号）第4条に規定する成年に該当しない者
- (2) 当該売払いに係る物件に関する事務に従事する石巻市職員
- (3) 当該売払いに係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者
- (4) 次のいずれかに該当する事実があった後、2年を経過しない者
 - ア 市が行う競争入札において、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - イ 決定した買受人が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - ウ 正当な理由がなく、契約を履行しなかった者
 - エ アからウまでのいずれかに該当する事実があった後、2年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人として使用した者
- (5) 個人市民税（法人にあっては、法人市民税）又は固定資産税を滞納している者
- (6) 暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団及び同第4号に規定する暴力団員等に該当する者
- (7) 暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団及び同条第4号に規定する暴力団員等から依頼を受け申込みをしようとする者
- (8) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条第1項の規定による観察処分を受けた団体及びその団体の役員又は構成員となっている者
- (9) 当該物件を上記(6)又は(8)に該当する者の活動のために利用させる等公序良俗に反する用途に供しようとする者

4 申込開始日及び申込方法

- (1) 申込開始日 令和7年9月8日（月）
- (2) 申 込 先 〒986-8501 石巻市穀町14番1号
石巻市役所本庁舎4階 総務部管財課管財係
- (3) 申 込 方 法 申込み時に必要な書類を「一般書留」又は「簡易書留」により郵送するか、石巻市役所総務部管財課まで持参する。
- (4) 申込み時に必要な書類
 - 【個人の場合】 ① 市有地購入申込書 1通
 - ② 誓約書 1通
 - ③ 住民票抄本（個人分・本籍を記載したもの） 1通
 - ④ 印鑑登録証明書 1通
 - ⑤ 納税証明書（個人市民税及び固定資産税） 1通
 - ※市民税が非課税の場合は、非課税証明書 1通

- 【法人の場合】
- ① 市有地購入申込書 1通
 - ② 誓約書 1通
 - ③ 法人登記簿謄本 1通
 - ④ 印鑑証明書 1通
 - ⑤ 納税証明書（法人市民税及び固定資産税） 1通

注）納税証明書については、直近のものを提出するものとする。

注）各種証明書類は、申請日前3か月以内に発行されたものとする。

5 申込資格の確認等

提出された書類を基に申込資格を審査し、審査結果については別途通知する（この通知はファクシミリ、電子メール又は郵送とする。）。

6 物件の公開日時及び場所

- (1) 日 時 令和7年9月1日（月）から（土、日、祝日、閉庁日を除く。）
午前9時30分から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）
- (2) 場 所 石巻市泉町四丁目54番203
- (3) 申 込 先 石巻市穀町14番1号 石巻市役所本庁舎4階 総務部管財課
(電話番号 0225-95-1111 内線4088・4089)

7 買受人の決定方法

- (1) 申込開始日以降最も早く市有地購入申込書を提出した者を買受人とする。
- (2) 同日同時刻に2名以上からの購入申込みがあった場合は、くじにより買受人を決定する。

8 契約保証金に関する事項

- (1) 契約は、買受人に決定した後、7日以内に締結する。
- (2) 契約において、市が指定する額を契約保証金として納付するものとする。
- (3) 契約代金の支払が行われなかった場合、市は契約を解除し、契約保証金は市に帰属する。
- (4) 納入した契約保証金は、契約代金納入の際、契約代金の一部に充てるものとする。

9 売買代金に関する事項

契約した日から起算して30日以内に市が発行する納入通知書により、全額一括して納付する。

10 買受決定の無効に関する事項

次のいずれかに該当する場合は、その買受決定を無効とする。

- (1) 必要な資格を有しない者及び虚偽の申請を行った者が申込みを行ったとき。
- (2) その他、当該売払いに関し不正行為があったとき。

11 問い合わせ先

石巻市総務部管財課管財係

電話番号 0225-95-1111 内線4088・4089

ファクシミリ 0225-22-4995

電子メール isprop@city.ishinomaki.lg.jp